

平成27年11月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成26年(少)第5号 政務調査費返還請求事件

口頭弁論終結日 平成27年10月13日

判 決

金沢市

原 告

金沢市広坂一丁目1番1号

被 告

金沢市長山野之義

同訴訟代理人弁護士

向 峠 仁 志

金沢市

同補助参加人

前 誠 一

金沢市

同補助参加人

松 村 理 治

金沢市

同補助参加人

澤 飯 英 樹

金沢市

同補助参加人

上 田 章

金沢市

同補助参加人

木 下 和 吉

金沢市

同補助参加人

安 達 前

金沢市

同補助参加人

井 沢 義 武

上記7名訴訟代理人弁護士

堀 口 康 純

同

犬 塚 雅 文

金沢市

被 告 補 助 参 加 人 高 芳 晴  
金沢市

同 補 助 参 加 人 源 野 和 清  
金沢市

同 補 助 参 加 人 秋 島 太  
金沢市

同 補 助 参 加 人 粟 森 慨  
金沢市

同 補 助 参 加 人 久 保 洋 子  
金沢市

同 補 助 参 加 人 清 水 邦 彦  
金沢市

同 補 助 参 加 人 角 野 恵 美 子  
金沢市

同 補 助 参 加 人 松 井 純 一  
金沢市

同 補 助 参 加 人 田 中 仁  
金沢市

同 補 助 参 加 人 横 越 徹  
金沢市

同 補 助 参 加 人 田 中 展 郎  
上記11名訴訟代理人弁護士 山 村 三 信

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用及び補助参加によって生じた費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

## 第1 請求

被告は、別紙の「議員氏名」欄記載の各金沢市議会議員に対し、同「要返還額」欄記載の各金員及びこれらに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

## 第2 事案の概要

1 本件は、金沢市の住民である原告が、同市議会の議員らが平成24年度に金沢市から交付を受けた政務調査費について、別紙「違法支出」欄記載のとおりの額の違法な支出がなされたことから（以下「本件各支出」という。），上記議員らは、同市に対して、違法に支出された金額から上記議員らが自己資金を政務調査活動に充てた金額を控除した金額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるところ、被告がその返還請求を怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、上記議員らに違法に支出された金額に相当する金員の返還及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求めた事案である。

### 2 関係法令等の定め

(1) 地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの。以下「法」という。）

#### ア 100条14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

#### イ 同条15項

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(2) 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（甲2。平成13年3月23日金沢市条例第2号。ただし、平成24年金沢市条例第90号による改正前のものである。以下「本件条例」という。）

ア 2条（交付の対象）

政務調査費は、金沢市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

イ 3条（交付額及び交付の方法）

1 政務調査費は、各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額18万円を四半期ごとに交付する。

（2項ないし4項は省略）

ウ 8条（使途基準）

議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

エ 10条（収支報告書等の提出）

1 政務調査費の交付を受けた議員は、規則で定める政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

（3項は省略）

オ 13条（政務調査費の返還）

市長は、政務調査費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員が当該年度において第8条に規定する使途

基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

#### 力 15条（委任）

この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- (3) 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（甲3。平成13年3月30日金沢市規則第4号。ただし、平成25年金沢市規則第1号による改正前のものである。以下「本件規則」という。）

本件規則は本件条例の施行に関し必要な事項を定めるものであるところ、本件規則5条は、本件条例8条に規定する使途基準について、以下のように定めている（以下「本件使途基準」という。）。

##### ア 広報費

議員の調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等についての広報活動に要する経費

（例）広報紙、報告書等の印刷製本費及び送料、会場費等

##### イ 人件費

議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

##### ウ 事務所費

議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

（例）事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等

##### エ その他の経費

上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

（例）携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等

（研究研修費等、上記以外の経費については省略）

(4) 金沢市議会政務調査費運用の手引き(乙1。平成24年4月の改訂後のもの。  
以下「本件手引き」という。)

本件手引きは、金沢市議会が、政務調査費の取扱いの基本指針を示すものとして作成したものであり、その第3章「使途基準の運用指針」は、以下のように定めている。

ア 「2 実費弁償の原則」

政務調査費は、実費弁償が原則であるが、政務調査費からの支出について、実額の把握が困難である場合に按分による算定方法を用いる場合は、この限りではないとしている。

イ 「3 政務調査費使途基準（運用の手引き）」及び「5 特に問題となる政務調査費の充当指針」

(ア) 広報費

本件規則5条が挙げたもの以外の例として、「広報紙発送費用（郵送代、封筒代）」等を挙げている。

(イ) 人件費

具体的な例として、「賃金、交通費など」を挙げたほか、政務調査費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めることとし、政務調査費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めることとしている。

(ウ) 事務所費

本件規則5条が挙げたもの以外の例として、「事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料」や「事務所通信費（電話代、テレビ受信料、インターネット料金等）」、「事務所内の会合等において提供される茶菓子代」、「その他の雑費（事務用品、消耗品等）」を挙げているほか、政務調査費の充当が認められる事務所を1か所に限ることとしている。

また、購入する備品の例として、パソコン、プリンター、デジタルカメ

ラ、シュレッダー等を挙げたほか、備品の購入については、同種の機器について1任期1回限り、1任期について1機種10万円を上限としている。

さらに、議員活動は調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当することとし、事務所の形態に応じた費目別の政務調査費充当限度額（按分率の上限）を、以下のとおり定めている。

- a 「調査研究活動専用事務所」の場合、光熱費、通信費、備品の購入費及び賃借料、上下水道代金並びに賃借料の全額
- b 「調査研究活動事務所+政治団体事務所」の場合、光熱費、通信費、備品の購入費及び賃借料、上下水道代金並びに賃借料の各2分の1
- c 「調査研究活動事務所+住居等」の場合、光熱費、通信費並びに備品の購入費及び賃借料の各2分の1（上下水道代金及び賃借料は充当不可）
- d 「調査研究活動事務所+政治団体事務所+住居等」の場合、光熱費、通信費並びに備品の購入費及び賃借料の各3分の1（上下水道代金及び賃借料は充当不可）

#### (エ) その他の経費

携帯電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1／2とし、限度額を月1万5000円としている。

自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1／2、限度額を月2万円としている。

自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1／2、限度額を月3万円としている。

事務所が自宅と兼用になっておらず、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合の自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1／2、限度額を月1万円としている。

#### ウ 「4 政務調査費を充てることができない経費の具体的な事例」

「(1) 政党の活動に係る経費」，「(3) 選挙活動に係る経費」，「(4) 後援会活動に係る経費」等を挙げている。

(上記以外の部分は省略)

3 前提事実等(当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実等)

(1) 当事者等

ア 原告は、金沢市の住民である。

イ 被告は、金沢市長であり、法242条の2第1項4号本文にいう執行機関である。

ウ 別紙「議員氏名」欄に記載された者は、いずれも平成24年度中に金沢市議会の議員の職にあった者である（以下あわせて「本件各議員」といい、田中仁議員及び田中展郎議員を除いては、名字を表記して各議員を特定することとする。）。

(2) 本件各議員に対する政務調査費の交付及び本件各議員による支出

ア 被告は、本件各議員に対し、それぞれ平成24年度分の政務調査費として合計216万円（月額18万円）を交付した（甲46ないし85）。

イ 本件各議員は、それぞれ本件各支出を含む平成24年度の政務調査に関する費用を支出し、その一部に交付を受けた政務調査費を充当した上、被告から交付された政務調査費でまかなえなかった部分については、別紙「自己資金」欄記載のとおりの自己資金等でまかなった（甲46ないし85）。

(3) 本件訴訟に至る経緯

平成26年3月18日、原告は、金沢市監査委員に対し、法242条1項に基づき、本件各議員の政務調査費の返還金額（本件各議員の違法支出額から自己資金額を控除したもの）及びこれに対する遅延損害金を金沢市に支払うよう被告が勧告することを請求したが、同年5月15日、同監査委員は、原告に対し、原告の請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲1）。

#### (4) 本件訴えの提起

原告は、平成26年6月9日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

### 第3 爭点及び当事者の主張

本件の争点は、本件各議員による本件各支出は違法支出であるか否かである。

#### (原告の主張)

##### 1 事務所費及び人件費について

(1) 事務所費及び人件費については、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっているという議員活動の実態（以下「議員活動の実態」という。）を踏まえた上で、事務所における活動実績の割合による按分率を特定するべきであり、そのような按分率を超える支出は違法支出であるというべきである。

本件各議員についていえば、議員活動の実態から、自宅兼用事務所における事務所の形態は本件手引きにいう「調査研究活動事務所＋政治団体事務所＋住居等」であると推認され、事務所費のうち光熱費及び通信費並びに入件費の3分の1が按分率の上限である。また、自宅兼用でない事務所における事務所の形態は、本件手引きにいう「調査研究活動事務所＋政治団体事務所」であると推認され、事務所費のうち光熱費、通信費、上下水道代金及び賃借料並びに入件費の按分率の上限は2分の1である。さらに、共同雇用の者の人件費の按分率は2分の1と推認できる。

なお、平成27年4月、金沢市議会は金沢市議会政務活動費運用の手引きを改訂したが、改訂後の手引きにおいては、政務活動費の人件費及び事務所費への充当限度額は2分の1までとするなどとされている。

(2) 本件各支出中の事務所費支出及び人件費支出のうち、松井議員の人件費支出を除く支出については、支出額自体が多額である上、支出総額に占める割合が高く、使途が偏在しており、違法支出であることが推認される。

(3) 個別の支出については、被告及び補助参加人らの主張を裏付ける証拠はない上、以下のような問題点がある。

ア 松村議員が人件費を支払っていた者の一部並びに野本議員、井沢議員、松井議員、横越議員及び田中展郎議員が人件費を支払っていた者については、議長に提出された資料に記載された業務内容からすると、いずれも調査研究活動の補助業務をしていないといえるから、人件費支出は認められない。

イ 上田議員の事務所費支出については、ワイヤレスメガホン購入に係る支出も按分率を3分の1として計上するべきである。また、同議員は、パソコン工房の請求書に係るパソコン、プリンター等については、値引率計算を一部の支出に限定した上で消費税を加算する等により、不正確な価格に3分の1を乗じた額を充当している。

さらに、同議員が松木会計事務所への報酬として支出した人件費支出については、本件手引きを根拠に本件使途基準を拡張解釈することはできず、議員の行う調査研究活動を補助する職員に対する支出とはいえない。

ウ 小阪議員が人件費の支出を証する書面として提出したのは、臨時職員雇用台帳1枚のみであり、経理責任者の責任を果たしているとはいえない。

## 2 清水議員の広報費について

(1) 広報費支出は、紙面の中の市政に関する調査研究に資する側面及び後援会活動的な側面の割合によって適法支出か否かが判断される。本件手引きで政務調査費を充てることができないとされている、選挙活動に係る経費や後援会活動に係る経費の側面がある場合、按分充当する必要がある。

金沢市では議員後援会活動として後援会員を増やすための活動が日常的に行われているところ、広報紙の作成・配布行為は選挙準備活動及び議員後援会活動の一環でもあるから、被告及び補助参加人らの主張には理由がない。

(2) そして、以下の点からすれば、清水議員の広報費支出については、政務調査費を充当できる限度は2分の1とするべきであり、これを超える部分は違法支出である。

ア 清水議員の広報費支出は多額であるだけでなく、広報費支出だけで支出総

額の6割を超える特異な事例である。

イ 清水議員の作成した報告書は、後援会員を対象に自己宣伝のために作成したと思われる内容である。

### 3 その他の経費について

以下の点からすれば、本件各議員によるその他の経費の支出は、全額が違法支出であるというべきである。

(1) 自動車の燃料費や、私的所有物として扱うことのできる携帯電話やリース契約の自動車の利用料金については、議員の調査研究に資する用途の時間帯と他の用途の時間帯を特定できることが「議員の調査研究に資する」経費とみなすための必要条件であるところ、そのような特定は事実上不可能である。

したがって、本件規則5条の「その他の経費」の例示規定は、本件条例8条が「市政に関する調査研究に資するための経費」と定めたことを無視する効果を伴うものであること等から、無効である。

#### (2) 本件各議員によるその他の経費の支出について

ア 「その他の経費」に係る本件各支出については、いずれも、議員の行う市政に関する調査研究活動に必要であったことや政務調査活動に使用した割合を示す証拠が提出されていない。

イ 本件各支出のうち、自動車リース料として支出されたものは、議員の自家用自動車のリース料である。

(被告及び補助参加人らの主張)

以下のとおり、本件各支出はいずれも適法な支出である。

#### 1 事務所費及び人件費について

(1) 議員が複数の事務所を拠点として議員活動を行っている場合には、一つの事務所における事務の内容が、ある活動内容に特化したものにとどまることもあり得るのであって、市議会議員の活動は調査研究活動とその他の活動を区別して行うことが可能である。

(2) 個別の支出についてみても、本件各議員（ただし、清水議員を除く。）は、具体的的な事務所の形態、事務所費として計上された物品等の使われ方、被雇用者の仕事の内容等に応じて、本件手引きに従って、政務調査活動に必要で事務所費及び人件費に充当できる金額のみを充当しているといえる。

## 2 清水議員の広報費について

広報には、議員が自らの議会活動及び市政に関する政策等を市民に広く知らしめることにより、市民から意見や情報が寄せられ、新たな調査活動等の端緒を得られるなど、調査研究活動に資する場合があるので、専ら選挙活動の経費として支出したと見るべき事情がない限り、広報費は、使途基準に違反しないと解すべきである。

## 3 その他の経費について

(1) 本件規則5条の例示規定が無効であるという主張は争う。

携帯電話は、政務調査活動の際の連絡手段として利用されていることが当然に予定されているし、自動車も、地方都市において調査研究活動を行うために必要性が高いから、いずれも調査研究活動に必要な経費に当たり、調査研究活動に使用された比率に応じて、本件手引きのとおり上限2分の1の範囲で政務調査費を充当することができると考えるべきである。

(2) その他の経費に係る本件各支出については、各議員が自動車、携帯電話及び固定電話を政務調査活動で使用した割合は、いずれも2分の1を超えていた。

## 第4 当裁判所の判断

### 1 主張立証責任の分配等

(1) 原告は、金沢市が本件各議員に対して不当利得返還請求権を有する旨主張しているから、不当利得返還請求権の一般的な主張立証責任の分配に従い、政務調査費の返還請求を求める原告において、法律上の原因のない利得及び損失が生じたことの主張立証責任を負う。

そして、法100条14項及び同条15項の趣旨は、議会の審議能力を強化

し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保するところにあると解されるところ（最高裁平成26年10月29日第二小法廷決定・裁判集民事248号15頁参照），法の委任を受けた本件条例において、政務調査費は本件使途基準に従って使用しなければならず（8条），当該年度において交付された政務調査費から使途基準に合致した支出の総額を控除して残余がある場合には、市長は残余に相当する額の返還を命ずることができるとしていることから（13条），政務調査費の交付を受けた議員が、政務調査費の本来の使途・目的に反する用途に政務調査費を支出した場合、すなわち違法支出をした場合、当該議員は金沢市に対する不当利得返還義務を負うことになると解するべきである。

したがって、原告において、返還を求める政務調査費の支出が違法支出であることの主張立証責任を負うと解するべきである。

(2) もっとも、議員が支出した政務調査費の詳細な使途や目的を金沢市民が把握することは困難である。また、上記の使途の透明性の確保の観点から、法100条15項を受けて、本件条例においても、議員は収支報告書及び収支報告書記載の支出を証すべき書面の写しの提出を義務づけられ（10条1項），議長がこれらの書面について調査を行うこともできるとされている（12条）。

そこで、返還請求を求める原告において、具体的な政務調査費の支出が違法支出であることを推認させる一般的・外形的事実を主張立証した場合には、被告又は本件各議員の側において、当該支出が適法な支出であることの反証を行わない限り、当該支出は、政務調査費の本来の使途及び目的に反する用途への支出であるとの立証があったものと解するのが相当である。

## 2 携帯電話の利用料金及び自動車の燃料費又はリース料について

### (1) 使途基準の例示規定の有効性

原告は、本件使途基準中、「その他の経費」の例として携帯電話の利用料金

及び自動車の燃料費又はリース料を挙げた例示規定は、携帯電話や自動車が議員の調査研究に資する用途に使用された時間帯と他の用途の時間帯を特定することが不可能であるから無効である旨主張する。

しかし、携帯電話は現代社会における連絡手段として、自動車は金沢市のような地方都市における議員の政務調査活動のための移動手段として、いずれも議員の政務調査活動に資するものである以上、議員の政務調査活動に資する用途に使用された時間帯を厳密に特定することができないからといって、「その他の経費」に関する例示規定が無効であるとはいえない、携帯電話や自動車が政務調査費の本来の使途及び目的のために使用された割合に応じて按分した額について、政務調査費を充当することができるというべきである。

#### (2) 客観的な資料がないことについて

また、原告は、本件各議員のうちその他の経費を計上している議員が、自動車、携帯電話及び固定電話を政務調査活動に資する用途に使用したことや政務調査活動に資する用途への使用の割合を示す客観的な証拠を提出していない点を指摘するものと解される。

しかし、そのような証拠の提出は必ずしも容易ではないことや、本件各支出のうちその他の経費については、按分率は高くとも2分の1とされているところ、議員が自動車や電話を2分の1以上の割合で政務調査活動のために利用することは十分に考えられることに鑑みると、この点はそれ自体で政務調査活動のための使用の割合が2分の1を下回っていたことを推認させる事情であるとはいえない。

### 3 本件各支出の違法性

#### (1) 高議員の支出

##### ア 事務所費

(ア) 証拠（甲7、46、66、86の1ないし86の37、丁イ1、イ2）

及び弁論の全趣旨によれば、高議員が、平成24年度の事務所費として光

熱費、通信費、備品等購入費・賃借料、消耗品等購入費の合計 120万1844円を支出したこと、そのうち備品であるプリンタ、ノートパソコン、ビデオカメラ、デジタルカメラの購入費、消耗品ないし事務用品であるSDHCカード、ファイル、ボールペン等の購入費については按分計算することなく(ただし、ノートパソコン及びビデオカメラの購入費については、それぞれ本件手引きで限度額とされている10万円を充当した。)、光熱費、通信費及びコピー機リース料については按分率を高くとも2分の1として政務調査費を充当した結果、充当額は72万1792円となったこと、高議員は、平成24年度当時、自宅の2階の一室に政務調査活動専用の事務所を設置していたこと、上記備品、消耗品等は、高議員が政務調査活動に使用したことが認められる。

(イ) 上記(ア)で認定したとおり、ここで挙げた備品、消耗品ないし事務用品は、高議員が政務調査活動に使用したものと認められるところ、本件手引きにあるとおり、政務調査費は実費弁償が原則であり、按分による算定方法を用いるのは実額の把握が困難な例外的な場合とされていることなどからすると、これらの購入費については、全額につき政務調査費を充当することができるというべきである(ただし、パソコン等については1機種10万円を限度とする。)。また、光熱費及び通信費については、政務調査活動事務所が自宅の2階に存在したことから、自宅に係る費用として支出された部分もあったと思われるが、本件手引きによれば、高議員の政務調査活動事務所の形態は「調査研究活動事務所+住居等」であり、光熱費及び通信費の2分の1を限度として政務調査費を充当することができるとされている上、政務調査活動のために使用された割合が2分の1を下回っていたことをうかがわせる具体的な事情は見当たらない。

(ウ) 原告は、議員活動の実態から、事務所の形態は本件手引きにいう「調査研究活動事務所+政治団体事務所+住居等」であり、按分率は3分の1と

るべきである旨主張する。

しかし、政務調査活動事務所が政治団体の活動にも利用されることが通常であるとはいえないし、高議員が上記事務所を政務調査活動専用の事務所であるとしていることに照らすと、政務調査活動以外の政治活動や後援会活動については、これとは別の場所で行っていることがうかがわれるところである。そして、ほかに上記事務所において政務調査活動以外の政治活動等が行われたことを一般的・外形的に推認させる具体的な事情はなく、政務調査活動事務所が政治団体事務所を兼ねていることを前提として按分率を設定すべきであったとはいえない。

- (エ) また、原告は、高議員の事務所費の支出額が多額であり、使途偏在している旨主張するが、高議員の事務所費支出は、支出総額の約33.2パーセントに当たる72万1792円であり、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。
- (オ) したがって、高議員の事務所費支出は、違法支出とはいえない。

#### イ 人件費

- (ア) 証拠(甲22, 46, 66, 87の1ないし87の26, 丁イ1, イ3, イ4)及び弁論の全趣旨によれば、高議員が、平成24年度の人事費として、自らの政務調査活動専用事務所で勤務する嶋外史氏及び金沢市庁舎内に存在した会派みらいの控え室で執務する藤嶋範子氏について合計70万8000円を支出し、全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、嶋外史氏及び藤嶋範子氏は、専ら資料の整理、作成等の政務調査補助事務に従事しており、高議員の他の活動の補助をしたことはなかったこと、藤嶋範子氏は、高議員を含む会派みらいの議員7名に共同雇用されており、各議員の政務調査活動に従事した時間に応じた時間給の支給を受けていたことが認められる。

- (イ) 原告は、嶋外史氏について、議員活動の実態からすれば、事務所の形態

は「調査研究活動事務所＋政治団体事務所＋住居等」であることを前提に按分率を3分の1とするべきであり、共同雇用された藤嶋範子氏については按分率を2分の1とするべきである旨主張する。

しかし、上記ア(イ)、(ウ)のとおり事務所の形態が政治団体事務所を兼ねているとはいえないし、藤嶋範子氏は、会派みらいの他の議員と共同雇用されていたものの、給与の支払は、高議員の政務調査事務に従事した時間分の時間給を支給されていたものと認められるから、共同雇用であること自体が、高議員の支出が政務調査活動以外の用途に使用されたことをうかがわせるともいえない。また、その他に嶋外史氏及び藤嶋範子氏が政務調査活動以外の活動に関与したことを一般的・外形的に推認させる事情はない。そうすると、原告の主張は採用できない。

(ウ) また、原告は、高議員の人物費支出は支出総額の約32.5パーセントに当たる70万8000円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

(エ) したがって、高議員の人物費支出も違法支出とはいえない。

#### ウ その他の経費

(ア) 証拠（甲35、46、66、88の1ないし88の46、丁イ1）及び弁論の全趣旨によれば、高議員が、平成24年度のその他の経費として、携帯電話料金、自動車リース料及びガソリン代の合計40万5697円を支出し、按分率を2分の1として20万2317円を政務調査費から充当したこと、高議員は、政務調査活動に関して、自動車を現地視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡手段としてそれぞれ利用しており、政務調査活動目的での使用の割合は2分の1を超えていたことが認められる。

(イ) 原告は、自動車リース料は、その支出の根拠資料として提出されている

のが高議員の通帳であることから、自家用自動車のリース料である旨主張する。

証拠（甲88の1, 88の3, 88の8, 88の12, 88の15, 88の20, 88の24, 88の27, 88の32, 88の35, 88の39, 88の42）及び弁論の全趣旨によれば、自動車リース料は高議員名義の口座から支払われていることが認められる。

しかし、政務調査活動以外の目的でも使用する自動車のリース料を、便宜上、議員個人名義の口座で管理することはあり得ることであり、高議員名義の口座から自動車リース料が支払われたこと自体が、自動車が主として私的な用途等の政務調査活動以外の用途に使用されたことを一般的・外形的に推認させる事情であるとはいえない。

(ウ) したがって、高議員のその他の経費の支出も違法支出とはいえない。

## (2) 源野議員の支出

### ア 事務所費

(ア) 証拠（甲8, 47, 67, 89の1ないし89の32, 丁口1, 口2）及び弁論の全趣旨によれば、源野議員が、平成24年度の事務所費として、賃料（駐車場の料金を含む。以下同じ。）、水道光熱費、通信費、備品等購入費の合計62万6756円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、源野議員が、平成24年度当時、政務調査活動専用の事務所として、自宅とは別に、金沢市御供田町ハ21番地1所在のグリーンフィールド106号室を月額4万円で賃借しており、後援会活動は金沢市近岡町108-7所在の後援会事務所において行っていたことが認められる。

(イ) そして、上記(ア)の事務所費支出は、本件手引きによれば全額について政務調査費の充当が可能なものである。

(ウ) 原告は、議員活動の実態から、事務所の形態を「調査研究活動事務所+

政治団体事務所」と捉え、按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)のように活動場所ごとに活動内容を使い分け、いわば機能分化を行うことは可能であり、源野議員の事務所費が後援会活動等のために使用されたことを一般的・外形的にうかがわせる事情もないから、原告の主張は採用できない。

(エ) また、原告は、源野議員の事務所費は支出総額の約28.7パーセントに当たる62万6756円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

(オ) したがって、源野議員の事務所費支出が違法であるとはいえない。

#### イ その他の経費

(ア) 証拠(甲36, 47, 67, 90の1ないし90の34, 丁口1)及び弁論の全趣旨によれば、源野議員が、平成24年度のその他の経費として、固定電話料金、携帯電話料金、自動車リース料及びガソリン代の合計98万9360円を支出し、按分率を2分の1として49万4647円を政務調査費から充当したこと、源野議員は、平成24年当時、政務調査活動に関して、自動車を現場視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡等の手段として、固定電話を自宅からの連絡等の手段としてそれぞれ利用しており、これらが政務調査活動目的で使用された割合は2分の1を超えていたことが認められる。

(イ) 原告は、自動車リース料は、その支出の根拠資料が「金沢市近岡町292-1 源野和清様」あての請求予定表であることから、自家用自動車のリース料である旨主張する。

証拠(甲90の5, 丁口2)及び弁論の全趣旨によれば、源野議員の自動車リース料に係る請求予定表には宛先として源野議員の自宅の住所(金沢市近岡町292-1)が記載されていることが認められる。しかし、主

として政務調査活動のために自動車をリースする場合であっても、政務調査活動事務所の住所を申告しなければならないものではなく、請求予定表に源野議員の自宅の住所が記載されていること自体が、自動車が主として自己の私的な用途等の政務調査活動以外の用途に使用されたことを一般的・外形的に推認させる事情であるとはいえない。

(ウ) したがって、源野議員のその他の経費の支出も、違法支出とはいえない。

### (3) 前議員の支出

#### ア 事務所費

(ア) 証拠(甲9, 48, 68, 91の1ないし91の120, 丙1, 8, 9)及び弁論の全趣旨によれば、前議員が、平成24年度の事務所費として、光熱費、通信費、備品等購入費・賃借料及び消耗品等購入費の合計62万0612円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、前議員は、平成24年度当時、金沢市不動寺町戸128番地の自宅と道路を挟んで向かいの建物の2階を政務調査活動事務所として使用しており、自宅とは別に政務調査活動事務所の電気代、電話代及び灯油代を支払っていたこと、前議員が事務所費として計上した費用には、政務調査活動以外に使用されたものは含まれていないこと、前議員は後援会活動を必要に応じて政務調査活動事務所とは別の事務所を借りて行っていたことが認められる。

(イ) そして、上記(ア)の事務所費支出は、本件手引きによれば全額について政務調査費の充当が可能なものである。

(ウ) 原告は、議員活動の実態から、事務所の形態を「調査研究活動事務所+政治団体事務所」と捉え、按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であり、前議員の事務所費が後援会活動等のために使用されたことをうかがわせる事情もないから、原告の主張は採用できない。

(エ) また、原告は、前議員の事務所費は支出総額の約27.3パーセントに当たる62万0612円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

(オ) したがって、前議員の事務所費支出が違法支出であるとはいえない。

#### イ その他の経費

(ア) 証拠（甲37, 48, 68, 92の1ないし92の68, 丙1）及び弁論の全趣旨によれば、前議員が、平成24年度のその他の経費として、携帯電話料金、自動車リース料、ガソリン代の合計103万7156円を支出し、自動車リース料については充当額を月額3万円とし、それ以外については按分率を2分の1として政務調査費を充当した結果、充当額が51万3019円となったこと、前議員は平成24年度当時、政務調査活動に関して、自動車を現地調査や意見交換の場への移動手段として、携帯電話を連絡手段としてそれぞれ使用しており、それらを政務調査活動で使用した割合は2分の1を超えていたことが認められる。

(イ) 原告は、自動車リース料は、その支出の根拠資料が前議員の通帳及びリース会社発行の「お引落案内」であることから、自家用自動車のリース料である旨主張する。

証拠（甲92の2, 92の6, 92の12, 92の16, 92の22, 92の28, 92の34, 92の41, 92の47, 92の55, 92の60, 92の66）及び弁論の全趣旨によれば、自動車リース料は前議員名義の口座から支払われていること、JA三井リース株式会社発行のお引落案内が発行されていることが認められる。しかし、上記(1)ウ(イ)と同様、前議員の通帳から支払がなされていること等は、それ自体が、自動車が主として自己の私的な用途等の政務調査活動以外の用途のために使用されたことを一般的・外形的に推認させる事情であるとはいえない。

(ウ) したがって、前議員のその他の経費の支出も、違法支出とはいえない。

(4) 小阪議員の人物費支出

ア 証拠（甲23, 49, 69, 93, 126, 乙10）及び弁論の全趣旨によれば、小阪議員が、平成24年度の人物費として、金沢市元町一丁目11番3号の自宅の一室に設置した政務調査活動事務所で雇用していた宇戸智美氏及び原恵子氏に対し、72万7600円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、宇戸智美氏及び原恵子氏は、専ら現地実態調査の補助等の政務調査活動に関する業務に従事していたこと、小阪議員は、自宅とは別に後援会事務所（金沢市高坂町ハ152-2）を常設していたことが認められる。

イ 原告は、議員活動の実態からすれば、事務所の形態は「調査研究活動事務所+政治団体事務所+住居等」であることを前提に按分率を3分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であり、小阪議員の政務調査活動事務所が政治団体事務所を兼ねているとはいえないし、宇戸智美氏及び原恵子氏が政務調査活動以外の活動に関与したことをうかがわせる事情はないから、原告の主張は採用できない。

ウ また、原告は、小阪議員の人物費支出は支出総額の約32.2パーセントに当たる72万7600円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

エ なお、原告は、小阪議員は経理責任者の責任を果たしているとはいえない旨主張し、証拠（甲93）及び弁論の全趣旨によれば、人物費に関して小阪議員が議長に提出した資料は臨時職員雇用台帳のみであったと認められる。しかし、臨時職員雇用台帳には職員の氏名住所等のほか、給与の支給年月日、算定過程、月額、勤務内容等が記載されており、小阪議員が議長に開示した

情報が少ないとすることはできないから、この点も違法支出を推認させる事情とみることはできない。

オ したがって、小阪議員の人事費支出は、違法支出であるとはいえない。

#### (5) 秋島議員の支出

##### ア 事務所費

(ア) 証拠(甲10, 50, 70, 94の1ないし94の24, 丁ハ1, ハ2)及び弁論の全趣旨によれば、秋島議員が、平成24年度の事務所費として、賃料、水道光熱費、通信費、備品等購入費及び消耗品等購入費の合計49万7316円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、秋島議員は、平成24年度当時、政務調査活動専用の事務所として、自宅とは別に、金沢市米泉町六丁目22番地所在の喜多ハイツ203号室を月額2万8000円で賃借しており、後援会活動は自宅で行っていたことが認められる。

(イ) そして、上記(ア)の事務所費支出は、本件手引きによれば全額について政務調査費の充当が可能なものである。

(ウ) 原告は、議員活動の実態から、事務所の形態を「調査研究活動事務所+政治団体事務所」と捉え、按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であり、秋島議員の事務所費が後援会活動等のために使用されたことをうかがわせる事情もないから、原告の主張は採用できない。

(エ) また、原告は、秋島議員の事務所費は支出総額の約22.7パーセントに当たる49万7316円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

(オ) したがって、秋島議員の事務所費支出が違法支出であるとはいえない。

##### イ その他の経費

(ア) 証拠（甲38, 50, 70, 95の1ないし95の74, 丁ハ1）及び弁論の全趣旨によれば、秋島議員が、平成24年度のその他の経費として、自宅電話代、携帯電話料金、自動車リース料、ガソリン代の合計113万5973円を支出し、按分率を2分の1として56万7971円を政務調査費から充当したこと、秋島議員は、平成24年度当時、政務調査活動に関して、自動車を現場視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡等の手段として、固定電話を自宅からの連絡等の手段としてそれぞれ利用しており、これらが政務調査活動目的で使用された割合は2分の1を超えていたことが認められる。

(イ) 原告は、自動車リース料は、その支出の根拠資料が秋島議員の通帳であることから、自家用自動車のリース料である旨主張する。

証拠（甲95の1, 95の12, 95の35, 95の59）及び弁論の全趣旨によれば、自動車リース料は秋島議員名義の口座から支払われていることが認められるが、上記(1)ウ(イ)と同様、秋島議員名義の口座から支払がなされていること自体が、自動車が主として私的な用途等の政務調査活動以外の用途に使用されたことを一般的・外形的に推認させる事情であるとはいえない。

(ウ) したがって、秋島議員のその他の経費の支出も、違法支出とはいえない。

#### (6) 栗森議員の人件費支出

ア 証拠（甲24, 51, 71, 96の1ないし96の28, 丁ニ1ないしニ4）及び弁論の全趣旨によれば、栗森議員が、平成24年度の入件費として、金沢市末町9番17号の自宅の一室に設置した政務調査活動専用事務所で執務する山崎美穂氏及び金沢市庁舎内に存在した会派みらいの控え室で執務する藤嶋範子氏に対して、合計99万1000円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、山崎美穂氏及び藤嶋範子氏は、専ら資料作成・整理等の政務調査活動補助事務に従事しており、栗森

議員の後援会活動等には関与していなかったこと、藤嶋範子氏は、栗森議員を含む会派みらいの議員7名に共同雇用されており、各議員の政務調査活動に従事した時間に応じた時間給の支給を受けていたことが認められる。

イ 原告は、山崎美穂氏について、議員活動の実態からすれば、事務所の形態は「調査研究活動事務所+政治団体事務所+住居等」であることを前提に按分率を3分の1とするべきであり、共同雇用された藤嶋範子氏については按分率を2分の1とするべきである旨主張する。

しかし、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であり、栗森議員の政務調査活動事務所が政治団体事務所を兼ねているとはいえないし、上記(1)イ(イ)で述べたとおり、共同雇用であること自体も人件費支出が政務調査活動以外の用途に使用されたことをうかがわせるものではない。また、山崎美穂氏及び藤嶋範子氏が政務調査活動以外の活動に関与したことを見かがわせる事情はない。そうすると、原告の主張は採用できない。

ウ また、原告は、栗森議員の~~人件費~~支出は支出総額の約39.8パーセントに当たる99万1000円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

エ したがって、栗森議員の~~人件費~~支出は違法支出とはいえない。

#### (7) 野本議員の人件費支出

ア 証拠（甲25、52、72、97の1ないし97の13、127、乙8、9）及び弁論の全趣旨によれば、野本議員が、平成24年度の~~人件費~~として、金沢市久安四丁目295番地の自宅の一室に設置した政務調査活動事務所で執務していた金瀬戸晃子氏に対し、54万円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、野本議員は後援会活動を必要がある際に公民館等を一時的に借りて行っていたこと、金瀬戸晃子氏は専ら

資料の作成・整理や政務調査活動をまとめた内容の作成・郵送等の政務調査活動の補助業務に従事していたことが認められる。

イ これに対し、原告は、議員活動の実態からすれば、事務所の形態は「調査研究活動事務所＋政治団体事務所＋住居等」であることを前提に按分率を3分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、機能分化は可能であり、野本議員の政務調査活動事務所が政治団体事務所を兼ねているとはいえないし、金瀬戸晃子氏が政務調査活動以外の活動に関与したことをうかがわせる事情はないから、原告の主張は採用できない。

ウ また、原告は、野本議員の人物費は支出総額の約23.5パーセントに当たる54万円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体が違法支出を推認させるほど多額又は使途偏在しているとはいえない。

エ さらに、原告は、野本議員が雇用していた者の職員雇用台帳には業務内容として市政報告の通信物作成及び宛名書き、発送と記載されているから、被告の主張する「政務調査活動の資料作成・整理の補助業務」には従事していなかった旨主張する。

証拠（甲97の13）によれば、原告が指摘する記載が職員雇用台帳に存在することが認められる。しかし、市政報告の通信物作成及び宛名書きは、政務調査活動の資料作成、整理に包含される業務であるから、金瀬戸晃子氏が政務調査活動の補助業務を行っていなかったとはいえない。

#### (8) 久保議員の支出

##### ア 事務所費

(ア) 証拠（甲11, 53, 73, 98の1ないし98の49, 丁ホ1, ホ2）及び弁論の全趣旨によれば、久保議員が、平成24年度の事務所費として、賃料、水道光熱費、通信費、備品等購入費及び消耗品等購入費の合計68万5692円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、久保議員は、平成24年度当時、政務調査活動専用事務所

として金沢市諸江町36番地17号の自宅とは別に金沢市兼六元町3番60号所在の建物の1階部分及び駐車場を月額4万円で賃借しており、後援会事務所は石川県看護連盟（金沢市兼六元町3番69号）事務所内に設置していたことが認められる。

- (イ) そして、上記(ア)の事務所費支出は、本件手引きによれば全額について政務調査費の充当が可能なものである。
- (ウ) 原告は、議員活動の実態から、事務所の形態を「調査研究活動事務所+政治団体事務所」と捉え、按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であり、久保議員の事務所費が後援会活動等のために使用されたことをうかがわせる事情もないから、原告の主張は採用できない。
- (エ) また、原告は、久保議員の事務所費は支出総額の約29.3パーセントに当たる68万5692円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。
- (オ) したがって、久保議員の事務所費支出は違法支出であるとはいえない。
- イ その他の経費
- (ア) 証拠（甲39、53、73、99の1ないし99の15、丁ホ1）及び弁論の全趣旨によれば、久保議員が、平成24年度のその他の経費として、携帯電話料金、自動車リース料、ガソリン代の合計70万0320円を支出し、按分率を2分の1として34万5554円を政務調査費から充当したこと、久保議員は、平成24年度当時、政務調査活動に関して、自動車を現場視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡手段としてそれぞれ利用しており、それらを政務調査活動目的に使用した割合は、2分の1を超えていたことが認められる。
- (イ) 原告は、自動車リース料は、その支出の根拠資料が「金沢市諸江町36

番地17号／久保洋子殿」宛ての請求書であることから、自家用自動車のリース料である旨主張する。

証拠（甲99の2）及び弁論の全趣旨によれば、自動車リース料の請求書に久保議員の自宅の住所が記載されていることが認められるが、上記(2)イイ)と同様、請求書に久保議員の自宅の住所が記載されていること自体が、自動車が主として私的な用途等の政務調査活動以外の用途に使用されたことを一般的・外形的に推認させる事情であるとはいえない。

(ウ) したがって、久保議員のその他の経費の支出も、違法支出とはいえない。

#### (9) 清水議員の広報費支出

ア 証拠（甲6, 54, 74, 100の1ないし100の23, 丁へ1）及び弁論の全趣旨によれば、清水議員が平成24年度に広報費として152万0434円を支出し、按分することなくその全額に政務調査費を充当したこと、平成24年度の清水議員の政務調査費支出の合計は237万5329円であったこと、清水議員の広報費支出の内訳は、市政報告書3通及び議員活動報告書1通の作成費用及び発送費用であったことが認められる。

イ 原告は、市政報告書及び議員活動報告書は、後援会員を対象に自己宣伝のために作成されたと思われる内容であるから、按分率は2分の1とするべきである旨主張する。

(ア) 本件使途基準において政務調査費からの広報費の支出が認められているのは、政務調査活動や議会活動、市政に関する施策等について市民に情報提供することは、市政に関する市民の意見・要望を受け取る契機となるなど、政務調査活動に資する面があるからであると考えられる。そして、このような広報活動が議員自身の宣伝の効果を有することはあり得るところではあるが、これは副次的な効果であるから、専ら議員自身の宣伝を目的として広報活動がされているなどの事情がない限り、このような側面があることのみを理由として広報費が違法支出に当たるとい

うことはできないというべきである。

(イ) 証拠(甲100の20, 100の21, 100の23)によれば、清水議員の金沢市政報告書には、「ご挨拶」と題する3期目の議席を得たことへの感謝や金沢市議会の活動状況を記載した文章、「議会ピックアップ」と題する清水議員がピックアップした施策を列挙する記事、地方公共団体に対する国の義務付け、枠付けの見直しに関する条例制定についての記事、「議会改革は待ったなし!」と題して清水議員が「議会基本条例」の制定に取り組んでいること等を述べた文章、及び、平成25年度の予算編成に関する提言等が掲載されているほか、清水議員のプロフィールや清水議員の写真が掲載されている部分もあるものの、これらのプロフィール等は紙面全体の1割程度に留まっていることが認められる。

また、証拠(甲100の22)によれば、清水議員の議員活動報告書は、『「地方議会を取り巻く環境について」つまみ食い』と題する地方自治法施行令の一部を改正する政令についての記事が大部分を占めており、秋の風景に関する感想や清水議員のお薦めの本を紹介する記事が掲載されているものの、その紙面に対する割合はわずかであることが認められる。

(ウ) 上記(イ)の認定事実によれば、金沢市政報告書及び議員活動報告書の多くは、議会活動の状況や、清水議員が取り組み、又は関心を有している施策等を紹介する内容となっており、市民からの要望等を受ける契機となりうるなど、政務調査活動に資するものといえる。また、清水議員の写真やプロフィール、景色の感想や本の紹介についても、紙面に占める割合は少ない上、清水議員を紹介すること自体も、市民が清水議員に対して要望や意見を述べる契機を作る効果がないとはいえないものである。

そうすると、金沢市政報告書及び議員活動報告書は、専ら清水議員自身の宣伝を目的として作成されたものとはいえず、これらの作成、発送費用は違法な支出とはいえない。

ウ なお、原告は、清水議員の広報費支出が支出総額の約64.0パーセントに当たる152万0434円に上る点が違法支出を推認させる旨主張するが、清水議員の広報費支出については、支出に係る領収書のみならず、作成された広報紙も提出されて支出の対象が明確になっている以上、提出された資料をもとに政務調査活動に資するか否かを判断するべきものであって、原告主張の点から違法支出が推認されるとはいえない。

エ したがって、清水議員の広報費支出は違法支出とはいえない。

#### (10) 角野議員の事務所費支出

ア 証拠（甲12, 55, 75, 101の1ないし101の31, 丁ト1, ト2）及び弁論の全趣旨によれば、角野議員が、平成24年度の事務所費として事務所の賃料、契約更新料及び火災保険料、水道光熱費、通信費、備品等購入費並びに消耗品等購入費の合計57万3986円を支出し、そのうちインターネット利用料金について按分率を2分の1として充当したほかは、按分することなく政務調査費を充当し、充当額は合計55万5898円となつたこと、角野議員は、平成24年度当時、自宅とは別に、政務調査活動専用の事務所として、金沢市東長江町い29番地1所在のコーポ前田105号室を月額4万円で賃借しており、後援会事務所は自宅に設置していたことが認められる。

イ そして、上記アの事務所費支出は、本件手引きによれば全額について政務調査費の充当が可能なものである。

ウ 原告は、議員活動の実態から、事務所の実態を「調査研究活動事務所+政治団体事務所」と捉え、按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であり、角野議員の事務所費が後援会活動等のために使用されたことをうかがわせる事情もないから、原告の主張は採用できない。

エ また、原告は、角野議員の事務所費は多額かつ使途偏在している旨主張す

るが、角野議員の事務所費は支出総額の約25.5パーセントに当たる55万5898円であり、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

オ したがって、角野議員の事務所費支出は違法支出であるとはいえない。

#### (11) 松村議員の支出

##### ア 事務所費

(ア) 証拠(甲13, 56, 76, 102の1ないし102の81, 丙2, 10)及び弁論の全趣旨によれば、松村議員が、平成24年度の事務所費として賃料、水道光熱費、通信費、備品等購入費、消耗品等購入費の合計58万6222円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を支出したこと、松村議員は、平成24年度当時、自宅とは別に、政務調査活動事務所として、金沢市長田二丁目12番18号所在の長田アパート6号を月額2万8000円で賃借しており、後援会活動は自宅やホテルで行っていたことが認められる。

(イ) 上記(ア)の事務所費支出は、本件手引きによれば全額について政務調査費の充当が可能なものである。

(ウ) 原告は、議員活動の実態から、事務所の形態を「調査研究活動事務所+政治団体事務所」と捉え、按分率を2分の1とするべきである旨主張する。

しかし、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能である。なお、下記イ(ア)のとおり、松村議員が人件費を支払っていた2名のうち高畠ちづ江氏は後援会活動に関与することもあったものの、かかる作業の時期や内容は限定されており後援会活動に関与していた割合はわずかであったと認められること、田口功一氏は専ら政務調査活動に関わっていたことからすると、松村議員の事務所は主として政務調査活動に使用された事務所であり、実質的に政治団体事務所を兼ねているとはいえない。そうすると、原告の主張は採用できない。

(エ) また、原告は、松村議員の事務所費は支出総額の約26.8パーセントに当たる58万6222円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出であることを推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

(オ) したがって、松村議員の事務所費支出は違法支出とはいえない。

#### イ 人件費

(ア) 証拠（甲26, 56, 76, 103の1ないし103の26, 丙2, 10, 22, 23）及び弁論の全趣旨によれば、松村議員が、上記政務調査事務所において雇用していた田口功一氏及び高畠ちづ江氏に対し、平成24年度の政務調査費として合計75万6000円を支出し、そのうち田口功一氏については按分せず、高畠ちづ江氏については按分率を2分の1として政務調査費を充当した結果、充当額は57万円となったこと、田口功一氏は、専ら資料収集・検討等の政務調査活動の補助事務に従事したこと、高畠ちづ江氏は政務調査活動の補助業務のほかに、後援会活動の手伝いとして6月頃に開催される後援会総会と11月頃に開催される旅行の案内文書の郵送、参加者の取りまとめ作業を行っていたが、政務調査活動の補助業務の割合は3分の2を超えていたことが認められる。

(イ) 原告は、議員活動の実態からすれば、事務所の形態は「調査研究活動事務所＋政治団体事務所」であるから、田口功一氏の人事費についても按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、田口功一氏については、後援会活動等に従事していたとかがわせる事情はないから、原告の主張は採用できない。

(ウ) また、原告は、高畠ちづ江氏の仕事内容は「一般事務／その他」とされているから、同人にかかる人事費支出は認められない旨主張する。

証拠（甲103の25）及び弁論の全趣旨によれば、松村議員が議長に提出した資料の中には、高畠ちづ江氏の仕事の内容について原告の指摘す

る記載があることが認められる。しかし、上記(ア)のとおり、高畠ちづ江氏の業務内容は、主に政務調査活動の補助業務であると認められるところ、これらの業務は「一般事務／その他」との表記がなされたとしても不自然なものではないから、上記表記がなされていることは、高畠ちづ江氏の仕事内容が主に政務調査活動の補助業務以外のものであったことを一般的・外形的に裏付ける事情とは認められない。

(エ) さらに、原告は、松村議員の人事費支出は、支出総額の約26.1パーセントに当たる57万円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体として違法支出を推認させるほど多額又は使途偏在しているとはいえない。

(オ) したがって、松村議員の人事費支出は、違法支出とはいえない。

## (12) 澤飯議員の支出

### ア 事務所費

(ア) 証拠(甲14, 57, 77, 104の1ないし104の58, 丙3, 11ないし13)及び弁論の全趣旨によれば、澤飯議員が、平成24年度の事務所費として光熱費、通信費、備品等購入費・賃借料及び消耗品等購入費の合計75万0839円を支出し、そのうち通信費及び光熱費については按分率を高くとも2分の1として、備品であるデジタル複合機リース料やパソコン用ディスプレイ購入費等や消耗品であるボールペン、コピー用紙の購入費等については按分せず、それぞれ政務調査費を充当した結果、充当額は43万5624円となったこと、澤飯議員は、平成24年度当時、自宅である金沢市諸江町上丁127番地1の一室を政務調査活動事務所として使用しており、後援会活動は自宅とは別に金沢市諸江町上丁127番地2の澤飯商店の事務所1階を利用して行っていたこと、上記備品、消耗品等は、澤飯議員が政務調査活動に使用したことが認められる。

(イ) 上記(ア)の備品、消耗品等は、澤飯議員が政務調査活動に使用したものと

認められるから、全額について政務調査費を充当することができるというべきである。また、上記(ア)の光熱費及び通信費については、政務調査活動事務所が自宅の一室に存在したことからすると、政務調査活動のみならず自宅に係る費用として支出された部分もあったと思われるが、本件手引きによれば、澤飯議員の上記(ア)の事務所の形態は「調査研究活動事務所＋住居等」であり、光熱費及び通信費の2分の1を限度として充当することができるとされている上、政務調査活動のために利用された割合が2分の1を下回っていたことをうかがわせる具体的な事情はない。

(ウ) 原告は、議員活動の実態から、事務所の形態を「調査研究活動事務所＋政治団体事務所」と捉え、按分率を2分の1とするべきである旨主張する

が、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であり、澤飯議員の事務所費が後援会活動等のために使用されたことをうかがわせる事情もないから、原告の主張は採用できない。

(エ) また、原告は、澤飯議員の事務所費は支出総額の約16.3パーセントに当たる43万5624円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

(オ) したがって、澤飯議員の事務所費支出は、違法支出とはいえない。

#### イ 人件費

(ア) 証拠(甲27, 57, 77, 105の1ないし105の25, 丙3, 11ないし13, 24)及び弁論の全趣旨によれば、澤飯議員が、平成24年度の人事費として、政務調査活動事務所で執務していた南部稔氏に対し65万円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、南部稔氏は専ら資料の整理等の政務調査活動に関連する補助業務に従事していたことが認められる。

(イ) 原告は、議員活動の実態からすれば、事務所の実態は「調査研究活動事

務所+政治団体事務所」であるから、人件費についても按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、南部稔氏が後援会活動等に従事していたとかがわかる事情はないから、原告の主張は採用できない。

(ウ) また、原告は、澤飯議員の人件費は支出総額の約24.3パーセントに当たる65万円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体として違法支出を推認させるほど多額又は使途偏在しているとはいえない。

(エ) したがって、澤飯議員の人件費支出は違法支出とはいえない。

#### ウ その他の経費

(ア) 上記ア(ア)の事実に加え、証拠（甲40, 57, 77, 104の7, 104の10, 106の1ないし106の66, 丙3）及び弁論の全趣旨によれば、澤飯議員が、平成24年度のその他の経費として、自宅と政務調査活動事務所で共有していた固定電話の電話通話料金、携帯電話料金、自動車リース料及びガソリン代の合計139万0842円を支出し、按分率を2分の1として政務調査費を充当した結果（ただし、自動車リース料については、月額3万円を上限として充当した。），充当額が57万0160円となったこと、澤飯議員は、平成24年度当時、政務調査活動に関して、自動車を現地の確認、調査及び視察の際の移動手段として、携帯電話を連絡手段としてそれぞれ利用しており、それらの政務調査活動目的での使用の割合は、いずれも2分の1を超えていたことが認められる。

(イ) 電話通話料については、その他の経費として計上したことは、形式的には本件手引きに整合しない処理であるとも考えられるが、上記アの事務所費として計上された通信費と同様に、その2分の1については事務所費として支出することができるものである。

(ウ) 原告は、自動車リース料は、その支出の根拠資料として提出されている「お支払予定表」の取引種類欄に「マイカーリース」と記載されているこ

とから、自家用自動車のリース料である旨主張する。

証拠（甲106の4, 106の10, 106の16, 106の23, 106の29, 106の36, 106の43, 106の49, 106の52）には原告の指摘する記載があるが、「マイカーリース」という表記自体の意味が必ずしも明らかでない上、リース会社との契約における取引種類と実際の利用実態は必ずしも合致するものではないから、この点は自動車が主として私的な用途等の政務調査活動以外の用途のために使用されたことを一般的・外形的に推認させる事情であるとはいえない。

(エ) したがって、澤飯議員のその他の経費の支出も、違法支出とはいえない。

### (13) 上田議員の支出

#### ア 事務所費

(ア) 証拠（甲15, 58, 78, 107の1ないし107の54, 丙4, 14, 15）及び弁論の全趣旨によれば、上田議員が、平成24年度の事務所費として、光熱費、通信費、備品等購入費及び消耗品等購入費の合計174万4166円を支出し、このうち、消耗品であるコピー用紙及びプリンターインク購入費については按分せず、備品であるワイヤレスメガホン購入費については按分率を2分の1、それ以外については按分率を3分の1として、それぞれ政務調査費を充当した結果、充当額は61万6867円となったこと、上田議員は、平成24年度当時、自宅の一室で政務調査活動を行っており、後援会事務所は自宅とは別に金沢市田上第5土地区画整理地内7街区10所在のビルの2階に設置していたこと、ワイヤレスメガホンセットが政務調査活動（砂防施設の視察等）以外の上田議員の政治活動等で使用された割合は、2分の1に満たなかったことが認められる。

(イ) 上記(ア)のコピー用紙及びプリンターインク購入費については、政務調査活動以外に使用されたことをうかがわせる具体的な事情はなく、全額につき政務調査費を充当することができるというべきである。また、上田議員

が按分率を2分の1としたワイヤレスメガホンセットについては、政務調査活動に資する用途に使用された割合が2分の1を上回ることから、2分の1を充当することができるというべきである。さらに、上田議員が按分率を3分の1として支出したその他の経費については、政務調査活動事務所が自宅の一室に存在したことから、政務調査活動のみならず自宅に係る費用として支出された部分もあったと思われるが、これらの費用が政務調査活動の費用として使用された部分が3分の1を下回っていたことをうかがわせる事情はない上、本件手引きによれば、これらの費用については費目によって全額又は2分の1について政務調査費を充当することができる。

(ウ) これに対し、原告は、パソコン、プリンター等については、値引率計算を一部の支出に限定した上で消費税を加算する等により、不正確な価格に3分の1を乗じた額を充当している旨主張するが、証拠（甲78、107の46）に照らしても、上田議員が値引率計算を一部の支出に限定して計算したとは認められないし、消費税を加算してはならない根拠も見いだしがたい。

(エ) また、原告は、上田議員の事務所費は支出総額の約27.0パーセントに当たる61万6867円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

(オ) したがって、上田議員の事務所費支出は、違法支出とはいえない。

#### イ 人件費

(ア) 証拠（甲28、58、78、108の1ないし108の3、丙4）及び弁論の全趣旨によれば、上田議員が、平成24年度の人件費として、政務調査費収支報告書の作成、領収書チェックを依頼した松木会計事務所に対して50万4000円を出し、その全額について按分することなく政務

調査費を充当したこと、松木会計事務所は上田議員の政務調査活動以外の活動に従事したことはなかったことが認められる。

(イ) 原告は、他の議員は収支報告書の作成や領収書のチェックは自分自身で行っているのであり、松木会計事務所は本件使途基準にいう「議員の行う調査研究活動を補助する職員」ではないから、人件費支出は違法支出である旨主張する。

しかし、本件条例10条が政務調査費の交付を受けた議員に対して収支報告書に政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して議長に提出することを義務付けていることから、収支報告書作成及び領収書チェックに係る職員は、「議員の行う調査研究活動を補助する職員」に該当すると解される。そして、正確な会計報告を行うためには、公認会計士等の専門家の助力を得ることは有用であるし、本件手引きにおいても政務調査費出納簿及び領収書に係る外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めることとしていることからしても、収支報告書作成及び領収書のチェックを会計事務所に依頼した場合には、当該会計事務所の報酬に政務調査費を充当することができると解するのが相当である。

(ウ) したがって、上田議員の人件費支出は違法支出ではない。

#### (14) 木下議員の支出

##### ア 人件費

(ア) 証拠（甲29、59、79、109の1ないし109の25、丙5、16ないし18、25）及び弁論の全趣旨によれば、木下議員が、平成24年度の入件費として、政務調査活動事務所において雇用していた林ひろみ氏に対し、72万9600円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、木下議員は、平成24年度当時、金沢市藤江南三丁目88の自宅とは別に金沢市松村一丁目349番地、350番地

所在の建物の1階の1室を政務調査活動専用事務所として使用しており、後援会活動は同建物1階の別の部屋で行っていたこと、林ひろみ氏は、専ら資料の収集・整理の補助等の政務調査活動の補助業務に従事していたことが認められる。

- (イ) 原告は、議員活動の実態からすれば、事務所の形態は「調査研究活動事務所＋政治団体事務所」であることを前提に按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であるし、林ひろみ氏が政務調査活動以外の活動に関与したことを見かがわせる事情はないから、原告の主張は採用できない。
- (ウ) また、原告は、木下議員の人物費は支出総額の約33.1パーセントに当たる72万9600円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体が違法支出を推認させるほど多額又は使途偏在しているとはいえない。
- (エ) したがって、木下議員の人物費支出は、違法支出とはいえない。

#### イ その他の経費

- (ア) 証拠（甲41、59、79、110の1ないし110の34、丙5）及び弁論の全趣旨によれば、木下議員が、平成24年度のその他の経費として、携帯電話料金、自動車リース料及びガソリン代の合計115万7872円を支出し、按分率を2分の1として政務調査費を充当した結果（ただし、ガソリン代については月額2万円を上限として充当した。），充当額が56万6509円となったこと、木下議員は、平成24年度当時、政務調査活動に関して、自動車を現地調査や意見交換の場への移動手段として、携帯電話を連絡手段としてそれぞれ利用しており、政務調査活動以外の活動には別に保有していた自動車とプライベート用携帯電話を使用していたため、その他の経費として計上された自動車及び携帯電話を政務調査活動のために使用した割合は2分の1を超えていたことが認められる。

(イ) 原告は、自動車リース料は、その支出の根拠資料として提出されている「自動車短期リースに関する覚書」に賃借人として「金沢市藤江南3丁目88／木下和吉」と記載されていることから、自家用自動車のリース料である旨主張する。

証拠（甲110の34）には原告の指摘する記載があるが、上記(2)イ(イ)と同様、リース契約に関する資料に木下議員の自宅の住所が記載されているというだけでは、自動車が主として私的な用途等の政務調査活動以外の用途に使用されたことを推認させる事情ではいえない。

(ウ) したがって、木下議員のその他の経費の支出も、違法支出とはいえない。

#### (15) 安達議員の支出

##### ア 事務所費

(ア) 証拠（甲16, 60, 80, 111の1ないし111の71, 丙6, 19, 20, 26）及び弁論の全趣旨によれば、安達議員が、平成24年度の事務所費として、賃料、光熱費、通信費、備品等購入費、消耗品等購入費及び平成24年8月分の携帯電話代の合計65万8566円を支出し、そのうち平成24年8月分の携帯電話代については按分率を2分の1として、それ以外については按分することなく全額を政務調査費から充当した結果、充当額は65万4679円となったこと、安達議員は、平成24年度当時、政務調査活動事務所として自宅とは別に金沢市高尾台四丁目27番地所在のコーポヒバリ102号室を賃料3万5840円（同年6月以降は3万3000円）で賃借しており、後援会活動は自宅に後援会活動事務所の看板を掲げて行っていたこと、安達議員は平成24年度当時、政務調査活動に関して携帯電話を連絡手段等として利用しており、携帯電話が政務調査活動に使用された割合は2分の1を上回っていたことが認められる。

(イ) 本件手引きによれば、上記(ア)の事務所費は、携帯電話代（平成24年8

月分)を除くと、全額について政務調査費を充当することができるものである。また、携帯電話代(平成24年8月分)についても、その他の経費としてではなく事務所費として支出したことは形式的には本件手引きに整合しない処理であるとも考えられるが、後記ウと同様に、政務調査活動のために使用していた割合が2分の1を超えていた以上、按分率を2分の1としてなされた支出は違法とはいえない。

(ウ) 原告は、議員活動の実態から、事務所の形態を「調査研究活動事務所+政治団体事務所」と捉え、按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であり、安達議員の事務所費が後援会活動のために使用されたことをうかがわせる事情もないから、原告の主張は採用できない。

(エ) また、原告は、安達議員の事務所費は支出総額の約28.1パーセントに当たる65万4679円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

(オ) したがって、安達議員の事務所費支出が違法支出であるとはいえない。

#### イ 人件費

(ア) 証拠(甲30, 60, 80, 112の1ないし112の13, 丙6, 19, 20, 26)及び弁論の全趣旨によれば、安達議員が、平成24年度の入件費として、政務調査活動事務所において雇用していた藤田裕美氏に対し48万9650円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、藤田裕美氏は専ら政務調査活動資料の作成・整理の補助等の政務調査活動補助業務に従事していたことが認められる。

(イ) これに対し、原告は、議員活動の実態からすれば、事務所の形態は「調査研究活動事務所+政治団体事務所」であることを前提に按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、

機能分化は可能であるし、藤田裕美氏が政務調査活動以外の活動に関与したことを見かがわせる事情はないから、原告の主張は採用できない。

(ウ) また、原告は、安達議員の人事費は多額かつ使途偏在している旨主張するが、安達議員の人事費は支出総額の約21.0パーセントに当たる48万9650円であり、それ自体で違法支出を推認させるほど多額又は使途偏在しているとはいえない。

(エ) したがって、安達議員の人事費支出は、違法支出とはいえない。

#### ウ その他の経費

(ア) 上記ア(ア)の事実に加え、証拠（甲42, 60, 80, 113の1ないし113の24, 丙6）及び弁論の全趣旨によれば、安達議員が、平成24年度のその他の経費として、携帯電話料金（平成24年8月分を除く。）、自動車リース料及びガソリン代の合計49万2842円を支出し、按分率を2分の1として24万6410円を政務調査費から充当したこと、安達議員は、平成24年度当時、政務調査活動に関して、自動車を現地の確認、調査及び視察のために、携帯電話を連絡手段等としてそれぞれ利用しており、これらを政務調査活動目的で使用した割合は2分の1を超えていたことが認められる。

(イ) 原告は、自動車リース料は、その支出の根拠資料として提出されているのが安達議員名義の通帳であることから、自家用自動車のリース料である旨主張し、証拠（甲113の7, 113の12, 113の18, 113の24）及び弁論の全趣旨によれば、自動車リース料は安達議員名義の通帳から支払が行われていることが認められるが、上記(1)ウ(イ)と同様、安達議員名義の口座から支払が行われているというだけでは、自動車が主として私的な用途等の政務調査活動以外の用途のために使用されたことを推認させる事情であるとはいえない。

(ウ) したがって、安達議員のその他の経費の支出も、違法支出とはいえない。

## (16) 井沢議員の支出

### ア 事務所費

- (ア) 証拠(甲17, 61, 81, 114の1ないし114の54, 丙7, 21, 27)及び弁論の全趣旨によれば、井沢議員が、平成24年度の事務所費として、賃料、光熱費、通信費、消耗品等購入費並びに北國新聞及び北陸中日新聞の新聞代の合計66万2315円を支出し、その全額について、按分することなく政務調査費を充当したこと、井沢議員は、平成24年度当時、自宅とは別に、政務調査活動事務所として、金沢市北塙町西409番地所在の得能建築事務所2階の一部を月額4万円で借り受けており、後援会活動は必要に応じて自宅で行っていたことが認められる。
- (イ) 上記(ア)の事務所費支出のうち新聞代以外のものは、本件手引きによれば全額の支出が可能なものであり、新聞代についても、事務所費として計上したことは形式的には本件手引きに整合しない処理であるとも考えられるが、証拠(乙1)によれば、本件手引きにおいては資料購入費として「新聞購読料(一般紙、機関誌など、ただし、スポーツ新聞は認められません)」の充当が認められている。
- (ウ) 原告は、議員活動の実態から、事務所の形態を「調査研究活動事務所+政治団体事務所」と捉え、按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であり、井沢議員の事務所費が後援会活動のために使用されたことをうかがわせる事情もないから、原告の主張は採用できない。
- (エ) また、原告は、井沢議員の事務所費は支出総額の約29.6パーセントに当たる66万2315円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。
- (オ) したがって、井沢議員の事務所費支出が違法支出であるとはいえない。

## イ 人件費

- (ア) 証拠（甲31, 61, 81, 115の1ないし115の13, 丙7, 21, 27）及び弁論の全趣旨によれば、井沢議員が、平成24年度の入件費として、政務調査活動事務所で雇用していた國松輝美氏に対して57万6000円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、國松輝美氏は、専ら資料の作成、整理等の政務調査活動の補助業務に従事していたことが認められる。
- (イ) 原告は、議員活動の実態からすれば、事務所の形態は「調査研究活動事務所+政治団体事務所」であることを前提に按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であるし、國松輝美氏が政務調査活動以外の活動に関与したことをうかがわせる事情はないから、原告の主張は採用できない。
- (ウ) また、原告は、井沢議員の入件費は支出総額の約25.7パーセントに当たる57万6000円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体が違法支出を推認させるほど多額又は使途偏在しているとはいえない。
- (エ) さらに、原告は、國松輝美氏については、職員雇用台帳に「事務一般／書類整理等」と記載されているから、調査研究活動の補助業務をしていない旨主張し、証拠（甲115の13）には原告の指摘する記載がある。しかし、かかる職員雇用台帳の記載は、政務調査活動の補助をした者の業務内容の記載と考えてもなんら不自然ではなく、同記載は國松輝美氏が政務調査活動の補助業務に従事していないことを推認させる事情とはいえない。
- (オ) したがって、井沢議員の入件費支出は、違法支出とはいえない。

## (17) 松井議員の支出

### ア 事務所費

(ア) 証拠(甲18, 62, 82, 116の1ないし116の20, 丁チ1ないしチ3)及び弁論の全趣旨によれば、松井議員が、平成24年度の事務所費として賃料、水道光熱費、通信費及び消耗品等購入費の合計70万4757円を支出し、その全額について、按分することなく政務調査費を充当したこと、松井議員は、平成24年度当時、自宅とは別に、政務調査活動専用の事務所として、金沢市長坂三丁目13-4所在のアーバン長坂台101号室を月額5万円で賃借しており、後援会活動は自宅で行っていたことが認められる。

(イ) 上記(ア)の事務所費支出は、本件手引きによれば全額について政務調査費の充当が可能なものである。

(ウ) 原告は、議員活動の実態から、事務所の形態を「調査研究活動事務所+政治団体事務所」と捉え、按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であり、松井議員の事務所費が後援会活動のために使用されたことをうかがわせる事情もないから、原告の主張は採用できない。

(エ) また、原告は、松井議員の事務所費は支出総額の約31.3パーセントに当たる70万4757円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

(オ) したがって、松井議員の事務所費支出が違法支出であるとはいえない。

#### イ 人件費

(ア) 証拠(甲32, 62, 82, 117の1ないし117の7, 丁チ1ないしチ3)及び弁論の全趣旨によれば、松井議員が、平成24年度の人事費として、政務調査活動専用事務所で執務していた飯塚美津栄氏に対し35万円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、飯塚美津栄氏は専ら書類作成、整理等の政務調査活動補助業務に従

事しており、その他の活動は行っていなかったことが認められる。

- (イ) これに対し、原告は、議員活動の実態からすれば、事務所の形態は「調査研究活動事務所＋政治団体事務所」であることを前提に按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、機能分化は可能であるし、飯塚美津栄氏が政務調査活動以外の活動に関与したことを見かがわせる事情はないから、原告の主張は採用できない。
- (ウ) また、原告は、飯塚美津栄氏については、人件費の領収証に「事務費」と記載されていることから調査研究活動の補助業務をしていない旨主張し、証拠（甲117の1ないし117の7）には原告の指摘する記載があるが、かかる領収証の記載は、政務調査活動の補助をした者の業務内容の記載と考えてもなんら不自然ではなく、同記載は飯塚美津栄氏が政務調査活動の補助業務に従事していないことを推認させる事情とはいえない。
- (エ) したがって、松井議員の人件費支出は、違法支出とはいえない。

#### ウ その他の経費

- (ア) 上記ア(ア)の事実に加え、証拠（甲43, 62, 82, 118の1ないし118の46, 丁チ1）及び弁論の全趣旨によれば、松井議員が、平成24年度のその他の経費として携帯電話料金、自動車リース料、ガソリン代、パソコン代及びプリンタ一代の合計75万8405円を支出し、パソコン代及びプリンタ一代については按分せず、それ以外については按分率を2分の1として政務調査費を充当した結果、充当額が43万6957円となったこと、松井議員は、平成24年度当時、政務調査活動について、自動車を現場視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡等の手段として利用しており、それらを政務調査活動目的で使用した割合は2分の1を超えていたことが認められる。
- (イ) パソコン代及びプリンタ一代については、その他の経費として計上したことは、形式的には本件手引きに整合しない処理であるとも考えられるが、

本件手引きによれば事務所費として全額を支出することができるものである。

(イ) 原告は、自動車リース料は、その支出の根拠資料として提出されているのが松井議員名義の通帳であることから、自家用自動車のリース料である旨主張する。

証拠（甲118の1, 118の11, 118の15, 118の24, 118の34）及び弁論の全趣旨によれば、自動車リース料は松井議員名義の口座から支払が行われている事実が認められる。しかし、上記(1)ウ(イ)と同様、松井議員名義の口座から支払が行われているというだけでは、自動車が主として私的な用途等の政務調査活動以外の用途のために使用されたことを推認させる事情であるとはいえない。

(エ) したがって、松井議員のその他の経費の支出も、違法支出とはいえない。

#### (18) 田中仁議員の支出

##### ア 事務所費

(ア) 証拠（甲19, 63, 83, 119の1ないし119の23, 丁リ1, リ2）及び弁論の全趣旨によれば、田中仁議員が、平成24年度の事務所費として賃料及び通信費（電話代）の合計80万4688円を支出し、そのうち電話代については按分率を2分の1として、事務所賃借料については按分することなく政務調査費を充当した結果、充当額は76万2341円となったこと、田中仁議員は、平成24年度当時、自宅とは別に、政務調査活動専用の事務所として、金沢市岸川町チ70-1所在の建物の2階を月額6万円で賃借しており、後援会事務所は、同年4月25日までは金沢市彦三町二丁目9-1の4階に、同月26日以降は自宅にそれぞれ設置していたことが認められる。

(イ) 上記(ア)の事務所費支出は、本件手引きによれば、全額について政務調査費の充当が可能なものである。

(ウ) 原告は、議員活動の実態から、事務所の実態を「調査研究活動事務所+政治団体事務所」と捉え、按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であり、田中仁議員の事務所費が後援会活動のために使用されたことをうかがわせる事情もないから、原告の主張は採用できない。

(エ) また、原告は、田中仁議員の事務所費は支出総額の約34.4パーセントに当たる76万2341円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

(オ) したがって、田中仁議員の事務所費支出が違法支出であるとはいえない。

#### イ その他の経費

(ア) 証拠（甲44, 63, 83, 120の1ないし120の15, 丁リ1）及び弁論の全趣旨によれば、田中仁議員が、平成24年度のその他の経費として、自動車リース料及びガソリン代の合計109万8286円を支出し、4万4500円を超える自動車リース料については充当額を2万2250円とし、それ以外は按分率を2分の1として政務調査費を充当した結果、充当額が36万7157円となったこと、田中仁議員は、平成24年度当時、政務調査活動に関して、自動車を市民との意見交換や現地調査の際の移動手段として使用しており、政務調査活動目的で使用した割合は2分の1を超えていたことが認められる。

(イ) 原告は、自動車リース料は、その支出の根拠として提出されているのが田中仁議員名義の通帳であることから、自家用自動車のリース料である旨主張する。

証拠（甲120の1, 120の4, 120の8）及び弁論の全趣旨によれば、自動車リース料は田中仁議員名義の口座から支払が行われていることが認められる。しかし、上記(1)ウ(イ)と同様、田中仁議員名義の口座から

支払が行われているというだけでは、自動車が主として私的な用途等の政務調査活動以外の用途に使用されたことを推認させる事情であるとはいえない。

(ウ) したがって、田中仁議員のその他の経費の支出も、違法支出とはいえない。

#### (19) 横越議員の支出

##### ア 事務所費

(ア) 証拠（甲20, 64, 84, 121の1ないし121の97, 丁又1ないしヌ3）及び弁論の全趣旨によれば、横越議員が、平成24年度の事務所費として、光熱費、通信費、備品等購入費・賃借料、消耗品等購入費及び市政報告会の会議室利用代及び案内状印刷代の合計149万5698円を支出し、このうち、備品であるモップのリース料や茶碗、長座布団の購入費等、消耗品である菓子や筆ペン等の購入費等については按分せず、それ以外については按分率を2分の1として充当した結果、充当額は111万8397円となったこと、横越議員は、平成24年度当時、自宅の1階の一室に政務調査活動専用の事務所を設置しており、後援会活動事務所は自宅とは別に金沢市昌永町15-64に設置していたこと、上記備品、消耗品等は、横越議員が政務調査活動に使用したことが認められる。

(イ) 上記(ア)の備品、消耗品等については、横越議員が政務調査活動に使用したものと認められるから、全額について政務調査費を充当することができるというべきである。

また、光熱費及び通信費については、政務調査活動事務所が自宅の1階の一室に存在したことからすると、政務調査活動のみならず自宅に係る費用として支出された部分もあったと思われるが、これらの費用が政務調査活動の費用として使用された部分が2分の1を下回っていたことをうかがわせる事情はない上、本件手引きによれば、横越議員の事務所形態は「調

査研究活動事務所＋住居等」であり、光熱費及び通信費は2分の1を限度に政務調査費を充当することができる。

さらに、市政報告会の会議室利用代及び案内状印刷代については、事務所費として計上したことは形式的には本件手引きに整合しない処理であるとも考えられるが、本件手引きにおいては、広報費として広報活動に要する会場費の支出が認められているし、案内状印刷代も、市政報告会の開催に必要な費用として広報費として支出することができるというべきである。

(ウ) 原告は、議員活動の実態から、事務所の形態を「調査研究活動事務所＋政治団体事務所＋住居等」と捉え、按分率を3分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であり、横越議員の事務所費が後援会活動のために使用されたことをうかがわせる事情もないから、原告の主張は採用できない。

(エ) また、原告は、横越議員の事務所費は支出総額の約49.2パーセントに当たる111万8397円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するところ、横越議員の事務所費支出の割合は、他の本件各議員と比べても高い水準にある。もっとも、これは、本来広報費として計上するべき市政報告会の会場利用代及び案内状印刷代合計38万9923円を事務所費として計上したことによるものと考えられるから、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。

(オ) したがって、横越議員の事務所費支出は、違法支出とはいえない。

#### イ 人件費

(ア) 証拠(甲33, 64, 84, 122の1ないし122の15, 丁ヌ1ないしヌ3)及び弁論の全趣旨によれば、横越議員が、平成24年度の<sup>人件費</sup>として、政務調査活動事務所で執務していた内川由起子氏に対して51万2000円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を

充当したこと、内川由起子氏は専ら書類の作成、整理の補助等の政務調査活動補助事務に従事していたことが認められる。

(イ) これに対し、原告は、議員活動の実態からすれば、事務所の形態は「調査研究活動事務所+政治団体事務所+住居等」であることを前提に按分率を3分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、機能分化は可能であるし、内川由起子氏が政務調査活動以外の活動に関与したことをうかがわせる事情はないから、原告の主張は採用できない。

(ウ) また、原告は、横越議員の入件費は支出総額の約22.5パーセントに当たる51万2000円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど多額又は使途偏在しているとはいえない。

(エ) さらに、原告は、内川由起子氏については、入件費の領収証に「事務手当」と記載されており、横越議員も「新聞整理／市政に関する資料整理／資料作成の補助／出納簿の作成、領収書等の整理」と記載された書面を議長に提出していることから、調査研究活動の補助業務をしていない旨主張する。

証拠(甲122の1ないし122の9、122の11ないし122の14)には原告の指摘する記載があるが、このような領収証及び書面の記載は、政務調査活動の補助をした者の業務内容の記載と考えてもなんら不自然ではなく、同記載は内川由起子氏が政務調査活動の補助業務に従事していないことを推認させる事情とはいえない。

(オ) したがって、横越議員の入件費支出は、違法支出とはいえない。

#### ウ その他の経費

(ア) 上記ア(ア)の事実に加え、証拠(甲45、64、84、123の1ないし123の63、丁ヌ1)及び弁論の全趣旨によれば、横越議員が、平成2

4年度のその他の経費として、携帯電話料金、自動車リース料、ガソリン代及びモップリース料として合計67万5448円を支出し、モップリース料については按分せず、自動車リース料については上限の月額3万円を、それ以外については按分率を2分の1として政務調査費を充当した結果、充当額が31万0109円となったこと、横越議員は、平成24年度当時、政務調査活動に関して、自動車を現場視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡等の手段として利用しており、それらを政務調査活動目的で使用した割合は2分の1を超えていたことが認められる。

- (イ) そして、モップリース料については、その他の経費として計上したことは本件手引きに整合しない処理であるとも考えられるが、本件手引きによれば全額について事務所費として政務調査費を充当することができる。
- (ウ) また、原告は、自動車リース料は、その支出の根拠資料として提出されているのが横越議員名義の通帳であることから、自家用自動車のリース料である旨主張する。

証拠（甲123の62、123の63）及び弁論の全趣旨によれば、自動車リース料は横越議員名義の口座から支払が行われていることが認められるが、上記(1)ウ(イ)と同様、横越議員名義の口座から支払が行われているというだけでは、自動車が主として私的な用途等の政務調査活動以外の用途のために使用されたことを推認させる事情であるとはいえない。

(エ) したがって、横越議員のその他の経費の支出も、違法支出とはいえない。

## (20) 田中展郎議員の支出

### ア 事務所費

(ア) 証拠（甲21、65、85、124の1ないし124の120、丁ル1ないしル3）及び弁論の全趣旨によれば、田中展郎議員が、平成24年度の事務所費として、駐車場代金、水道光熱費、通信費、備品等修理費（エアコン修理費）、消耗品等購入費及び郵便料金の合計50万6982円を

支出し、そのうち平成24年9月分の郵便料金後納払のみ按分率を2分の1として、それ以外については按分せず、政務調査費を充当した結果、充当額が50万5242円となったこと、田中展郎議員は、平成24年度当時、自宅とは別に同議員が所有している金沢市法光寺町248番地の土地・建物を政務調査活動専用事務所として使用しており、後援会活動は自宅で行っていたことが認められる。

- (イ) 上記(ア)の事務所費支出のうち郵便料金以外については、本件手引きによれば全額について政務調査費を充当することができるし、郵便料金が政務調査活動以外の用途に使用されたことをうかがわせる事情もない。
- (ウ) 原告は、議員活動の実態から、事務所の形態を「調査研究活動事務所+政治団体事務所」と捉え、按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であり、田中展郎議員の事務所費が後援会活動のために使用されたことをうかがわせる事情もないから、原告の主張は採用できない。
- (エ) また、原告は、田中展郎議員の事務所費は支出総額の約22.8ペーセントに当たる50万5242円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど高額又は使途偏在しているとはいえない。
- (オ) したがって、田中展郎議員の事務所費支出が違法支出であるとはいえない。

#### イ 人件費

- (ア) 証拠(甲34、65、85、125の1ないし125の25、丁ル1ないしル3)及び弁論の全趣旨によれば、田中展郎議員が、平成24年度の人件費として、上記政務調査専用事務所で執務する長谷川正樹氏に対し、48万円を支出し、その全額について按分することなく政務調査費を充当したこと、長谷川正樹氏は専ら政務調査活動の補助業務に従事しており、

その他の活動は行っていなかったことが認められる。

- (イ) これに対し、原告は、議員活動の実態からすれば、事務所の形態は「調査研究活動事務所+政治団体事務所」であることを前提に按分率を2分の1とするべきである旨主張するが、上記(1)ア(ウ)や(2)ア(ウ)で述べたとおり、活動場所ごとの機能分化は可能であるし、長谷川正樹氏が政務調査活動以外の活動に関与したことをうかがわせる事情はないから、原告の主張は採用できない。
- (ウ) また、原告は、田中展郎議員の人物費は支出総額の約21.7パーセントに当たる48万円であり、多額かつ使途偏在している旨主張するが、それ自体で違法支出を推認させるほど多額又は使途偏在しているとはいえない。
- (エ) さらに、原告は、長谷川正樹氏については、田中展郎議員が議長に提出した資料には業務内容が「資料整理」、「資料作成」及び「パソコン業務」と記載されていることから、調査研究活動の補助業務をしていない旨主張し、証拠（甲125の13ないし125の24）には原告の指摘する記載があるが、このような記載は、政務調査活動の補助をした者の業務内容の記載と考えてもなんら不自然ではなく、同記載は長谷川正樹氏が政務調査活動の補助業務に従事していないことを推認させる事情とはいえない。
- (オ) したがって、田中展郎議員の人物費支出は、違法支出とはいえない。

#### 4 結論

以上によれば、本件各支出は、いずれも違法支出とはいはず、原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官

大 嶺

崇

裁判官 峯 金 容 子

裁判官 武 內 譲 司

(別紙)

議員氏名	違法支出					自己資金 (円)	要返還額 (円)
	広報費 (円)	事務所費 (円)	人件費 (円)	その他の経費 (円)	合計額 (円)		
高 芳 晴	0	326,719	458,016	202,317	987,052	16,355	970,697
源 野 和 清	0	313,364	0	494,647	808,011	15,956	792,055
前 誠 一	0	413,710	0	513,019	926,729	93,553	833,176
小 阪 栄 進	0	0	485,064	0	485,064	74,069	410,975
秋 島 太	0	248,648	0	567,971	816,619	25,138	791,481
栗 森 慨	0	0	646,830	0	646,830	327,369	319,461
野 本 正 人	0	0	360,000	0	360,000	139,383	220,617
久 保 洋 子	0	342,836	0	345,554	688,390	182,881	505,509
清 水 邦 彦	760,216	0	0	0	760,216	215,329	544,887
角 野 恵 美 子	0	268,900	0	0	268,900	13,652	255,248
松 村 理 治	0	293,098	378,000	0	671,098	27,928	643,170
澤 飯 英 樹	0	189,914	433,336	570,160	1,193,410	492,558	700,852
上 田 章	0	49,790	504,000	0	553,790	99,891	453,899
木 下 和 吉	0	0	364,800	566,509	931,309	19,344	911,965
安 達 前	0	325,382	242,825	246,420	814,627	166,494	648,133
井 沢 義 武	0	331,149	576,000	0	907,149	80,571	826,578
松 井 純 一	0	352,370	350,000	436,957	1,139,327	88,005	1,051,322
田 中 仁	0	360,000	0	367,157	727,157	56,493	670,664
横 越 徹	0	619,860	512,000	310,109	1,441,969	113,352	1,328,617
田 中 展 郎	0	251,735	480,000	0	731,735	54,471	677,264
合 計	760,216	4,687,475	5,790,871	4,620,820	15,859,382	2,302,792	13,556,570

これは正本である。

平成27年11月20日

金沢地方裁判所民事部

裁判所書記官 宮村一恵